

4 地上権の登記の抹消 710

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	地上権設定保全仮登記(甲区何番仮処分)	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日設定 目的 鉄筋コンクリート造建物所有 存続期間 60年 地代 1平方メートル1年何万円 支払時期 毎年何月何日 権利者 何市何町何番地 甲 某
	地上権設定	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日設定 目的 鉄筋コンクリート造建物所有 存続期間 60年 地代 1平方メートル1年何万円 支払時期 毎年何月何日 地上権者 何市何町何番地 甲 某
2	<u>地上権設定</u>	<u>平成何年何月何日 第何号</u>	原因 平成何年何月何日設定 目的 鉄筋コンクリート造建物所有 存続期間 60年 地代 1平方メートル1年何万円 支払時期 毎年何月何日 地上権者 何市何町何番地 <u>乙 某</u>
3	2番地上権抹消	平成何年何月何日 第何号	原因 仮処分による失効

(注) 順位2番の地上権の設定の登記を抹消する記号(下線)を記録する。

第十九 滞納処分に関する登記

- 一 差押えの登記
1 通常の場合
(一) 所有権 711

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
何	差押	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日何税務署(又は何県何 税務事務所)差押 債権者 財務省(又は何県)

- (二) 担保権付債権 712

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
付記何号	何番抵当権付債権差押	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日何税務署(又は何県何 税務事務所)差押 債権者 財務省(又は何県)

- (三) 停止条件付所有権 713

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
付記何号	何番仮登記の条件付所有権差押	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日何税務署(又は何県何 税務事務所)差押 債権者 財務省(又は何県)

2 延納担保物処分による差押えの場合 714

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
何	差押	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日何税務署担保物処分の 差押 債権者 財務省

3 参加差押えの場合 715

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
何	参加差押	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日何税務署 (又は何県何 税務事務所) 参加差押 債権者 財務省 (又は何県)

二 公売による登記

1 公売による権利の移転及び差押えの登記の職権抹消 716

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
3	差押	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日何税務署差押 債権者 財務省
4	差押	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日何地方裁判所 (支部) 強制競売開始決定 債権者 何市何町何番地 何 某
5	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日公売 所有者 何市何町何番地 何 某
6	3番差押登記抹消	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日公売
7	4番差押登記抹消	余 白	平成何年何月何日5番の登記をしたので、滞納 処分と強制執行等との手続の調整に関する法 律第16条の規定により抹消

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
何	何番、何番抵当権抹消	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日公売

(注) 1 競売の場合において、嘱託に係る抹消すべき権利の登記が数個ある場合には、その抹消の登記は一括したもので足りる。ただし、この場合には、登記の目的を「何番、何番抵当権、何番抵当権抹消」のように記録する。
2 差押えの登記及び消滅する担保権等の登記を抹消する記号 (下線) を記録する。

2 差押え後の停止条件付所有権移転仮登記のある不動産を随意契約により売却した場合 717

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
何	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日売却 所有者 何市何町何番地 何 某
何	何番仮登記抹消	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日売却

何	何番差押登記抹消	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日売却
---	----------	-----------------	---------------

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
何	何番抵当権、何番根抵当権抹消	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日売却

(注) 1 競落の場合において、囑託に係る抹消すべき権利の登記が数個ある場合には、その抹消の登記は一括したもので足りる。ただし、この場合には、登記の目的を「何番、何番抵当権、何番根抵当権抹消」のように記録する。
2 仮登記及び差押えの登記並びに消滅する担保権等の登記を抹消する記号(下線)を記録する。

三 公売以外の事由による差押えの登記の抹消 718

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
何	何番差押登記抹消	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日解除

四 代位による所有権の移転の登記 719

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
何	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日相続 所有者 何市何町何番地 何某 代位者 財務省(又は何県) 代位原因 平成何年何月何日滞納処分の差押

第二十 破産に関する登記

一 破産手続開始の登記

1 所有権 720

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
何	破産手続開始	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日何時何地方裁判所(支部)破産手続開始決定

(注) 所有権以外の権利の登記についての破産手続開始の登記の場合は、当該所有権以外の権利の登記に付記してする。

2 保全処分の登記がある場合 721

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
2	保全処分	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日何地方裁判所(支部)破産財団保全の仮処分命令 禁止事項 譲渡、質権、抵当権、貸借権の設定 その他一切の処分
3	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日売買 所有者 何市何町何番地 何某
4	1番所有権登記名義人何某に対する破産手続開始	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日何時何地方裁判所(支部)破産手続開始決定